

邑楽町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

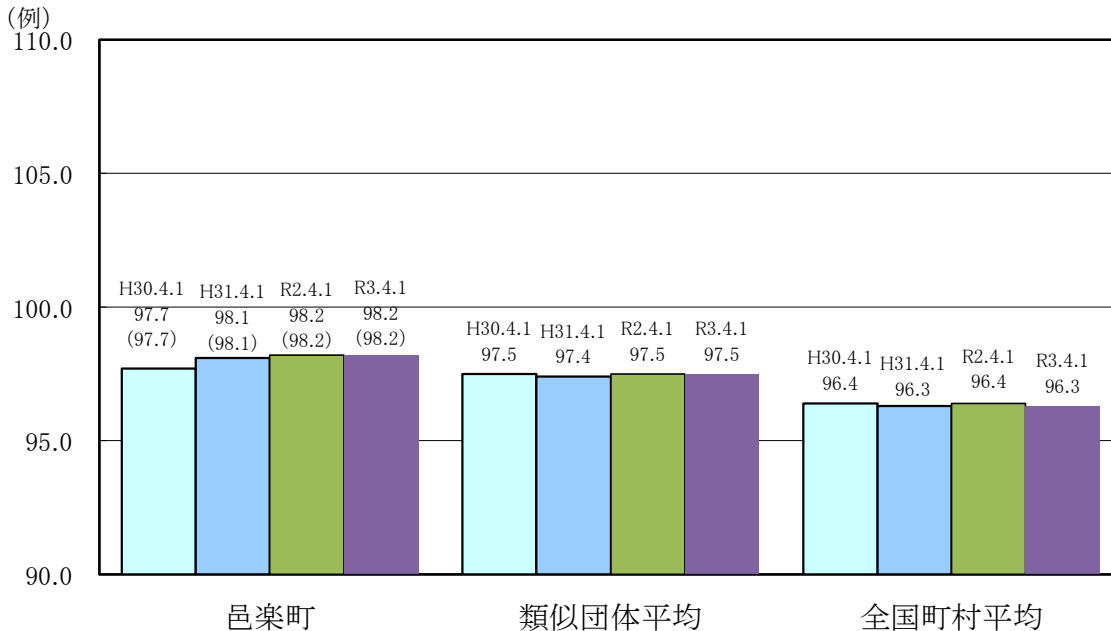
区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の人件費率
2年度	人 26,186	千円 12,265,276	千円 443,401	千円 1,879,111	% 15.3	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
2年度	人 180	千円 639,975	千円 108,856	千円 248,832	千円 997,663	千円 5,543	千円 4,741

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況（人事委員会未設置のため未記載）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、2年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準で支給対象地域外のため、地域手当の支給なし。（ただし、勤務地が支給対象地域の場合のみ支給）

③その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
邑楽町	39.7 歳	306,300 円	369,796 円	340,019 円
群馬県	43.3 歳	332,200 円	416,551 円	364,119 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.8 歳	304,484 円	360,019 円	332,283 円

②教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
邑楽町	42.8 歳	329,007 円	367,693 円
群馬県	43.5 歳	362,800 円	403,691 円
類似団体	38.0 歳	286,454 円	320,598 円

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		邑 楽 町	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	187,200 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	153,900 円	150,600 円
教 育 職	大 学 卒	182,200 円	209,000 円	—
	高 校 卒	150,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

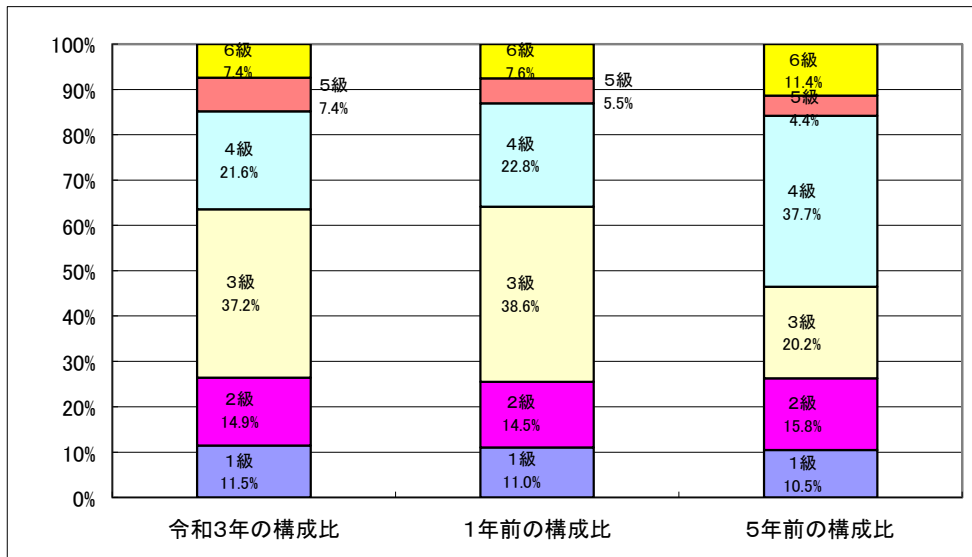
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	270,700 円	361,800 円	383,400 円	399,000 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教 育 職	大 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高 校 卒	258,200 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

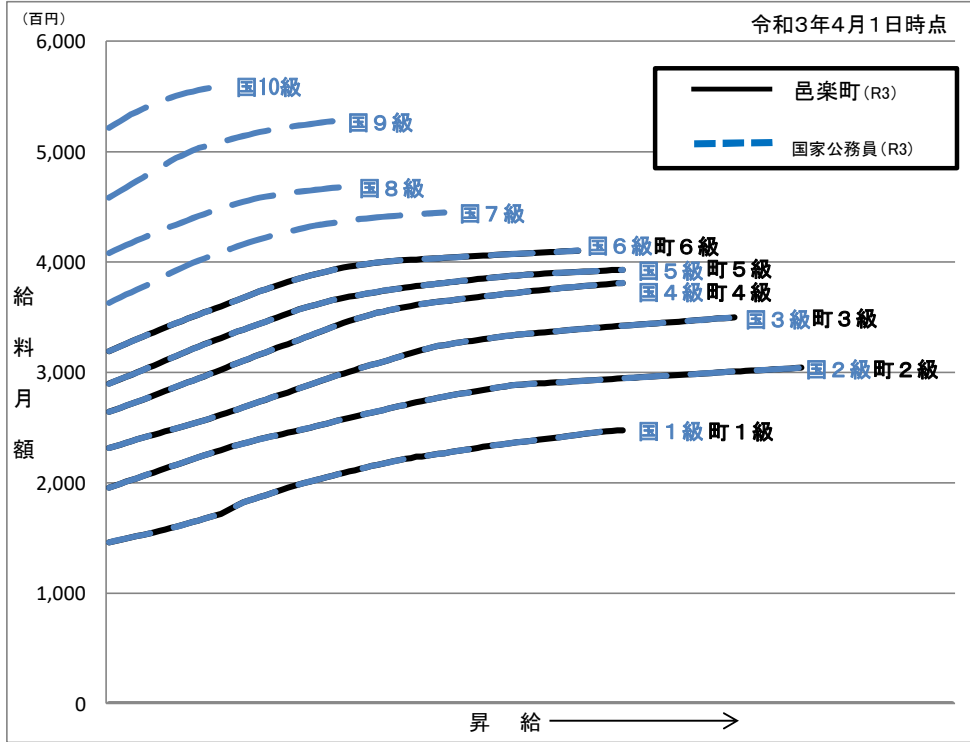
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	11人	7.4%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐	11人	7.4%	289,700円	393,000円
4級	係長・主査	32人	21.6%	264,200円	381,000円
3級	主任	55人	37.2%	231,500円	350,000円
2級	主事	22人	14.9%	195,500円	304,200円
1級	主事・主事補	17人	11.5%	146,100円	247,600円

- (注) 1 邑楽町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（邑楽町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

邑 楽 町	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,365 千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,668 千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.9 月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（邑楽町）

令和3年度中における運用	管理職		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

邑 楽 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.669500 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.039500 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.757500 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給)	なし				
1人当たり平均支給額	全退職手当受給者平均 20,628 千円			(割増率2～45%)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績(2年度決算)			89 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)			88,965 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
前橋市	3 %	1 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）（制度なし）

支給実績(2年度決算)	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)	%
手当の種類(手当数)	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	35,380 千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	292 千円
支給実績（31年度決算）	32,734 千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	273 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	配偶者及び配偶者以外6,500円 子10,000円(16歳の年度初めから22歳の年度末につき加算5,000円)	同じ	—	16,375 千円	240,809 円
住居手当	(支給額) 借家・借間居住職員(月額12,000円を超える家賃を払っている職員)最高27,000円	同じ	—	8,125 千円	280,179 円
通勤手当	6箇月定期券の価格により一括支給ただし、1箇月当たり55,000円が限度額 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～31,600円)を毎月支給	同じ	—	7,357 千円	45,415 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 課長62,300円 課長補佐52,000円 係長45,000円	同じ	—	40,943 千円	593,383 円
管理職特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が週休日又は深夜に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給 (支給額) 課長7,000円 課長補佐6,000円 係長5,000円	異なる	支給額	0 千円	0 円
宿日直手当	勤務1回につき4,400円	—	—	2,473 千円	20,269 円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	718,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		()	円	890,000	円/	385,000	円
報 酬	副 町 長	581,000	円	730,000	円/	530,000	円
		()	円				
報 酬	議 長	328,000	円	445,000	円/	271,000	円
	副 議 長	250,000	円	375,000	円/	217,000	円
	議 員	227,000	円	344,000	円/	202,000	円
期 末 手 当	町 長	(2年度支給割合)					
	副 町 長	4.45	月分				
	議 長	(2年度支給割合)					
	副 議 長 議 員	4.45	月分				
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	町 長	718,000円×在職期間×5.2		14,934,000円	任期毎		
	副 町 長	581,000円×在職期間×3.0		6,972,000円	任期毎		
	備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

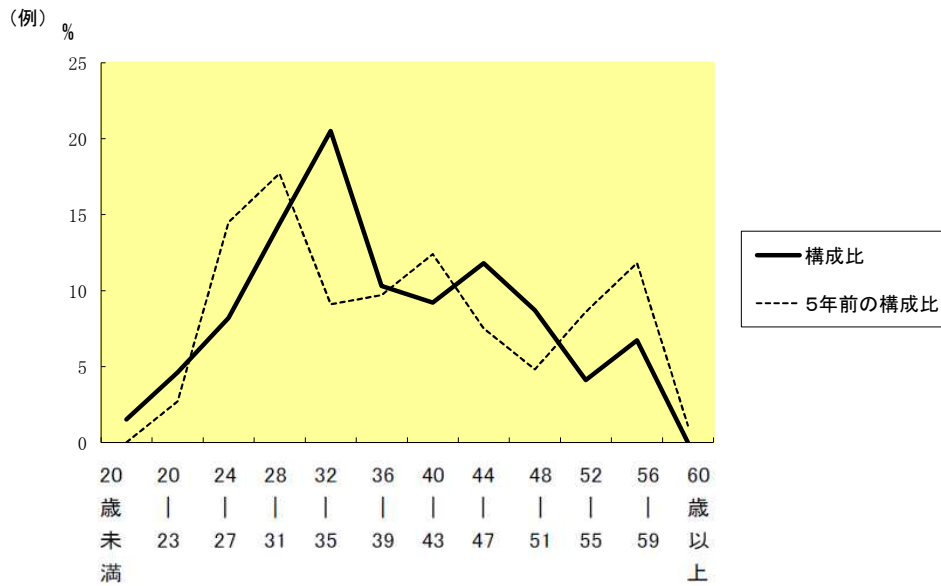
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和2年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	業務量増による増員
		総務・企画	38	37	1	
		税務	20	20	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	9	9	0	
		商工	4	4	0	
		土木	13	13	0	
	民生	45	44	1	保育教諭の減員	
	衛生	16	15	1	業務量増による増員	
	計	148	145	3	<参考> 人口1万当たり職員数 56.67 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 61.31 人)	
教育部門	35	35	0			
小 計	183	180	3	<参考> 人口1万当たり職員数 70.07 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 76.36 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	0	0	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	11	11	0		
	小 計	12	12	0		
合 計	195	192	3	<参考> 人口1万当たり職員数 74.66 人		
	[202]	[202]	[0]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	9人	16人	28人	40人	20人	18人	23人	17人	8人	13人	0人	195人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	132	131	143	141	145	148	16(12.1%)
教育	42	43	36	37	35	35	△7(△16.7%)
普通会計	174	174	179	178	180	183	9(5.2%)
公営企業等会計	12	11	11	12	12	12	0(0%)
総合計	186	185	190	190	192	195	9(4.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

平成28年4月1日より水道事業が3市5町(太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町)にて統合され「群馬県東部水道企業団」へと移行しました。